

いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業

(既存住宅の断熱改修)補助金 実施の手引き

(令和6年度用)



令和6年度いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)
補助金 交付申請の手引き

1 補助の目的

環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を活用し、脱炭素社会の実現に向け、本市における住宅及び建築物の省エネ性能等の向上を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、市内の既存住宅の居間に高性能建材(窓等)を用いた断熱改修を行う者に対し補助金を交付する。

2 関係法令等

- (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(国実施要領)
- (3) (2)国実施要領 別紙 2: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)
- (4) (2)国実施要領 別表第 1: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(設備整備事業)
- (5) いなべ市補助金等交付規則
- (6) いなべ市地域脱炭素・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)補助金交付要綱
- (7) 国の居間だけ断熱事業: 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金既存住宅の断熱リフォーム支援事業(居間だけ断熱)」

3 補助事業の概要

申請者自身が所有し、常時居住する既存住宅の居間を中心に、高性能建材を用いた断熱改修をしようとする個人に補助金を交付します。

(1)補助対象となる製品

○高性能建材の窓及び玄関ドア ※未使用品に限る

(2)補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額

○補助対象経費は、断熱改修の実施に必要な建築材料(窓・玄関ドア)の購入費用及び工事に係る費用(消費税及び地方消費税を除く)

○補助金額は、以下A)とB)を比較していずれか低い金額に補助率を乗じて算定されます。

A)基準単価を用いて算出した補助対象経費

B)見積書による補助対象製品の購入費等の補助対象経費

○補助率と補助金の上限

補助率	補助金の上限額
補助対象経費の1/3	交付上限額は120万円とする。 ただし玄関ドアについては上限5万円とする。

4 補助の主な条件

- いなべ市補助金等交付規則及びいなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業（既存住宅の断熱改修）補助金交付要綱を遵守する必要があります。
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- 国実施要領別紙2の2エ(ナ)に定める交付要件を具備する必要があります。
- 誓約書に同意していただく必要があります。
- 原則、法定耐用年数が経過するまでは取得財産等の処分等はありません。
- 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への参加はできません。
- 補助金の交付決定日以降に事業に着手する必要があります。
 - ※一般的には工事施工業者との契約日が着手日となります。
- 事業の完了の日から 30 日を経過した日、又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。
 - ※事業の完了とは、断熱改修後、工事施工業者への工事代金全額の支払いの完了をもって事業の完了とします。
- 補助金の交付を受けることができる回数は、1者につき1回です。

5 補助の対象外

- 国や地方公共団体等から他の補助金等を受けて事業を実施する方は対象となりません。
- 補助金交付決定日より前に、工事施工業者と契約をしていた場合は対象となりません。
- 補助金交付決定日より前に、工事に着手していた場合は対象となりません。
- 高性能建材の窓及び玄関ドア以外の製品は対象となりません。
- 納期の到来したいなべ市税の滞納がある方は対象となりません。
- いなべ市暴力団排除条例(平成 23 年いなべ市条例第 1 号)第2条第2号に該当する方又はこれらと密接な関係を有する方は対象となりません。

事業の要件

1 補助の対象となる方(申請者)及び要件

(1) 補助の対象となる方(申請者)

○いなべ市内に住所を有する個人(完了実績報告までに住所を有する予定の者も含む。)

○自ら所有し、かつ、自らの居住の用に供する住宅(自ら所有する予定又は自らの居住の用に供する予定である場合を含む。)を断熱改修をしようとする個人。

(2) 補助の対象となる方(申請者)の要件

○申請者自身が常時居住する住宅であること。

ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認めます。

○申請時に申請者自身が所有している住宅であること。

ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認めます。

なお、当該住宅を購入予定の場合、交付申請時に売買契約が締結されていること(ただし、当該契約内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合、事前契約とみなし補助対象外とします。)

○申請する住宅の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請してください。

○いなべ市税条例(平成 15 年いなべ市条例第 48 号)第3条に規定する市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していない方

○断熱改修について、国、地方公共団体等から他の補助等を受けて事業を実施しない方

○いなべ市暴力団排除条例(平成 23 年いなべ市条例第 1 号)第2条第2号に該当しない方又はこれらと密接な関係を有しない方

2 補助の対象住宅の要件

○人の居住の用に供する家屋が対象となります。

なお、店舗や事務所等との併用住宅の場合、業務の用に供する部分は対象となりません。

○新築住宅、集合住宅及び業務用建築物は対象となりません。

3 補助の対象となる製品の要件

(1) 高性能建材 窓

導入する製品については、国の居間だけ断熱事業の補助対象となる製品であること。

詳細は下記ホームページ「窓(居間だけ断熱)」で確認してください。

<補助対象製品一覧専用ページ(<https://ekes.jp>)> カテゴリ「窓(居間だけ断熱)」を選択

(2) 高性能建材 玄関ドア

○玄関ドアは、窓による改修と同時に改修する場合のみ補助の対象となります。

○改修する場合は、次の A)～C)のいずれかの要件を満たす必要があります。

A)熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であること。

B)戸と枠の組み合わせが(表 1)のとおりであること。

C)建具内部の断熱材の仕様から A)又は B)と同程度の性能であること(注1)

・市場投入され一般に入手できる製品であること

・欄間付き、袖付きは補助の対象外です。(注 2)

(注1) 補助対象の判断をするため、事前に資料をお送りください。(回答には、1週間程度かかります。)

(注2) 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用してください。

(表 1) 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製ハニカム フラッシュ構造	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○
金属製または その他	○	○	○	○	○	○	○	○

(用語の説明)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ 60 mm以上のものをいいます。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいいます。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいいます。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいいます。

【金属製熱遮断構造(建具)】

金属製の建具で、その枠及び梱等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいいます。

4 断熱改修についての要件

(1) 改修する居室等と部位について

- 居間の窓全部(ガラスを用いた開口部全て)を必ず改修してください。
- 居間を改修する場合に限り、他の居室等の改修も補助の対象となります。
- 外皮部分(外気に接する部分)のみ補助の対象となります。

(2) 窓の改修工法及び施工について

○窓の改修工法は、カバー工法窓取付^{※1}・外窓交換・内窓取付とします。

ガラスの改修は補助の対象となりません。

※1 既存枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいいます。

●以下の窓は改修を要件としません。

- A)換気小窓^{※2}
- B)300 mm×200 mm以下のガラスを用いた窓
- C)換気を目的としたジャロジー窓
- D)ガラスブロック

※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいいます。

●テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としません。

ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品(登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る)を用いて改修する場合は補助の対象になります。

なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用してください。

●天窓は改修を要件としません。

ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助の対象になります。

(3) 玄関ドアの改修について

玄関ドアを改修する場合は、**P5(2)高性能建材** 玄関ドアに記載されている要件を満たす製品を使用してください。

5 既設窓について

申請する既存住宅の居間等に、交付申請時に既に一部取り付けてある窓が高性能建材(補助の対象となる製品の要件と一致)の場合、以下の書類を提出することで、その部分の改修は要件としないこととします。ただし、既に取り付けてある窓に係る経費は補助の対象外です。

【提出書類】

・建築士による証明書(任意様式)

製品名、登録番号及び建築士登録番号、建築士の氏名を記載し押印をした証明書

・建築士免許の写し

・該当する製品の出荷証明書又は保証書

・該当する製品の現況写真

・その他、市より必要な書類を求める場合があります。

補助対象経費と補助金交付申請額の算定

1 補助対象経費

(1) 高性能建材 窓

窓の補助対象経費は以下の A) 及び B) の算定方法で両方算出します。

◇A) 基準単価を用いて算出した補助対象経費

◆B) 見積書による補助対象製品の購入費等の補助対象経費(税抜き)

※A)とB)の算定方法で算出した補助対象経費を比較して、いずれか低い金額が補助金交付申請額の基となる補助対象経費となります。

(2) 高性能建材 玄関ドア

玄関ドアの補助対象経費の算定は、見積書による購入経費及び必要な工事に要する経費の金額と15万円を比較して、いずれか低い金額が補助金交付申請額の基となる補助対象経費となります。

2 高性能建材【窓】の補助対象経費の算定方法

◇ A) 基準単価を用いて算出【交付申請書提出時の添付書類: 補助対象製品に係る明細書必要】

各改修部ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計が補助対象経費となります。

$$\text{補助対象経費(円)} = a) \text{施工面積(m}^2\text{)} \times b) \text{基準単価(円/m}^2\text{)}$$

a) 施工面積について

・建築図面等を基に、導入予定の窓(サッシ)の幅(W)×高さ(H)で求めた面積の合計を施工面積とします。

b) 基準単価について

・補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた(表 2)に示す単価をいいます。

※グレードは、国の居間だけ断熱事業の補助対象となる製品一覧でご確認ください。

<補助対象製品一覧専用ページ(<https://ekes.jp>)> カテゴリ「窓(居間だけ断熱)」を選択

(表 2) 基準単価表

カバー工法窓取付・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓交換	
グレード ()内はUw値	基準単価	グレード ()内はUw値	基準単価
M1(1.3 以下)	60,000	M5(2.1 以下)	30,000
M2(1.4~1.6)	55,000		
M3(1.7~1.9)	50,000		
M4(2.0~2.1)	40,000		

(例)補助対象製品に係る明細書

メーカー名、登録番号、製品名(シリーズ名)、改修工法、グレードは国の居間だけ断熱事業の補助対象となる製品一覧「窓(居間だけ断熱)」を選択から転記してください。

補助対象製品に係る明細書										
申請者名			(例)							
明 細 書 【窓】										
平面図の 窓番号	メーカー名	登録番号	製品名 (シリーズ名)	改修 工法	グレ ード	窓サイズ (mm)		面積(m ²) (a)	窓数 (b)	面積計 (a)×(b)
						幅(W)	高さ(H)			
①②	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	カバー	M3	900	× 1800	1.62	2	3.24
				内窓	M5	900	× 1800	1.62	2	3.24
						×				
						×				
						×				
						×				
						×				

補助対象経費の算出						
改修工法	グレード	施工面積(m ²)	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	
外窓交換 カバー工 法	M1		m ² ×	60,000円		
	M2		m ² ×	55,000円		
	M3	3.24	m ² ×	50,000円	162,000	
	M4		m ² ×	40,000円		
内窓取付	M5	3.24	m ² ×	30,000円	97,200	
					窓の補助対象経費の合計	259,200円

◆ B)見積書による補助対象製品の購入費等(工事費込み・税抜き)

【交付申請書提出時の添付書類:見積書及び内訳書必要】

建築材料の購入費用及び工事に係る費用

経費区分	項目
補助対象経費	・国の居間だけ断熱事業が公表している補助対象製品の購入費 ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費
補助対象外経費	・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸、雨戸、シャッター等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費

3 補助金交付申請額の算定

補助金の交付申請額は、補助対象経費の算定で算出された窓の補助対象経費と玄関ドアの補助対象経費の合計の3分の1の金額(1,000 円未満切捨て)となります。

$$\text{補助金交付申請額(円)} = \text{補助対象経費(円)} \times 1/3$$

(例)様式第1号(第8条関係):補助金交付申請書抜粋

補助金交付申請額は、別途算出した「補助対象製品に係る明細書」及び「見積書」の金額をあてはめて算定してください。

2 補助対象経費の算出

建材名	算定方法		補助対象経費 (円)
窓	施工面積に基準単価を乗じた金額の合計	(A)	円
	見積書の金額(税抜き)	(B)	円
	(A)と(B)を比較して低い額	(C)	円
玄関 ドア	見積書の金額(税抜き)	(D)	円
	(D)と15万円を比較して低い額	(E)	円
高性能建材の補助対象経費合計 (C) + (E)		(F)	円
補助率による計算 (F) / 3 ※1,000 円未満切捨て		(G)	円
高性能建材の適用補助算定額 ※(G)又は120万円のいずれか低い金額		(H)	円

3 補助金交付申請額 _____ 円(税抜き)

- ・4 工事着手(予定)年月日は、交付決定日以後に工事施工業者と契約する日となります。
- ・6 問合せ先は、交付申請書提出後、市からの内容等に関する問い合わせについて対応できる方を選択してください。その他を選択した場合は、手続代行届出書(様式第12号)を提出してください。
- ・8 宣誓及び同意の申請者氏名欄は、署名または記名押印をしてください。

(3)添付書類について

○見積書の写し(窓と玄関ドアの区分毎に記入すること)

【注】工事施工業者選定にあたっては、複数業者での比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数業者での比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ期限内に完了することが困難)はこの限りではありません。

○補助対象経費の内訳書は、国実施要領 別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(設備整備事業)の区分、費目、細分、内容を参考に作成を依頼してください。

○補助対象製品に係る明細書

・【窓の明細書】

◇住宅の平面図に、改修する窓の番号(①②③④⑤⑥等)を付けてください。

◇導入する製品のメーカー名、登録番号、製品名、改修工法、グレードを、補助対象製品一覧専用ページ(<https://ekes.jp>)「窓(居間だけ断熱)を選択」から転記してください。

◇窓サイズから面積(m²)を算出し、窓数を乗じて面積計を記入してください。

◇各グレード欄に算出した面積計を当てはめ補助対象経費を算出してください。

・【玄関ドアの明細書】

◇導入する製品のメーカー名、製品名、製品番号を仕様書から転記してください。

◇適合番号A～Cを記入してください。

◇見積書の金額(税抜き)を記入してください。①

◇①見積書の金額(税抜き)と15万円を比較して低い金額を補助対象経費としてください。

○位置図

・住宅地図等(1/1500程度)に位置を示してください。

○平面図

・補助対象製品に係る明細書に記載した平面図の窓番号(①②③④⑤⑥等)が、平面図に記載されていること。

・平面図に、断熱改修を要件としない窓がある場合は、平面図にわかるよう記してください。

○断熱改修を要件としない窓の写真(P6「4 断熱改修の要件(2)」参照)

・居間の窓の内、要件としない窓がある場合は、平面図と写真でわかるようにしてください。

○補助対象製品の仕様書

・製品カタログ等、窓のサイズ、玄関ドアの仕様が分かる書類(写し可)

○誓約書【様式】

・内容を確認のうえ署名をして提出してください。

○施工前の写真(任意様式)

- ・写真と、平面図に付した窓番号がわかるようにしてください。
- ・室内側から窓全体が見えるように撮影してください。

(例)

設置場所	1 階 居間
平面図の窓番号	①
使用製品	窓
改修工法	カバー工法窓取付
【施工前】 令和〇年〇月〇日	補助金交付申請書提出時：写真あり
【施工中】 令和〇年〇月〇日	完了実績報告書提出時：写真あり
【施工後】 令和〇年〇月〇日	完了実績報告書提出時：写真あり

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

(4)現地調査について

確認のため現地調査を行う場合があります。

(5)交付決定について

- ・申請書の受付順に内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をします。
- ・交付決定日以後に工事施工業者と契約をしてください。

3 補助金変更承認申請書

(様式第4号)いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)

補助金変更承認申請書【両面刷】

◇補助金の交付決定通知を受けた後に、補助金の交付申請内容を変更しようとするときに提出してください。

※変更の内容によっては提出が不要な場合もありますので、お問い合わせください。

(1)添付書類について

- 変更見積書の写し(窓と玄関ドアの区分毎に記入すること)
- 変更補助対象経費の内訳書
- 変更補助対象製品に係る明細書
- 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

事業完了時の提出書類

1 補助金完了実績報告書

(様式第7号)いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)補助金完了実績報告書

(1)提出期限

○事業の完了の日から30日を経過した日、又は令和7年2月28日(金)【必着】のいずれかの早い日まで。

※事業の完了の日とは、断熱改修完了後工事施工業者への契約金額全額の支払いが完了した日(領収日)をいいます。

【注】提出期限を過ぎた場合は、補助金の対象外となります。

(2)報告書の記入注意事項

- ・ 空欄の「 年 月 日」、「 第 号」は、交付決定通知書(様式第2号)右上の番号及び日付けを転記してください。

様式第2号(第9条関係)

い環政第〇〇〇号
令和●年●月●日

様式第7号(第14条関係)

令和●年●月●日付け い環政第〇〇〇号で交付決定された補助金について、設置事業が完了したので、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

- ・5 高性能建材の補助対象経費の合計は、補助金交付申請書の2 補助対象経費の算出(F)を転記してください。
- ・6 高性能建材の適用補助算定額は、補助金交付申請書の2 補助対象経費の算出(H)を転記してください。

(3)添付書類について

○契約書の写し

- ・契約金額に補助対象経費以外の経費を含んでいる場合は、内訳が分かる資料を提出してください。

【注】補助金交付決定日よりも前に、工事施工業者と契約をしていた場合は補助対象外です。

○領収書の写し

- ・補助対象経費以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。

【注】施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○施工中、施工後の写真(任意様式)

- ・補助金交付申請時に提出した施工前の写真及び平面図に付した窓番号がわかるようにしてください。
- ・室内側から、補助金交付申請時に提出した施工前の写真と同じ角度で撮影してください。
- ・内窓の場合は、二重窓であることが分かるように(内窓を半分開けて引き違ふなど)撮影してください。

○補助対象製品の保証書の写し

- ・補助金交付申請時に提出した仕様書(カタログ)と、当該報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」により、取り付けた窓等が補助対象製品の仕様を満たしていることを確認します。

○断熱改修に係る完了報告書の写し

- ・申請者宛てに、工事施工業者が発行する工事が完了した報告書の写し

○住民票の写し(補助金交付申請時に申請する住宅に居住していない場合)

○登記事項証明書の写し(補助金交付申請時に申請する住宅を所有していない場合)

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

(4)現地調査について

確認のため現地調査を行う場合があります。

2 補助金交付請求書

(様式第9号)いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)

補助金交付請求書

(1)提出期限

○令和7年3月10日(月)まで【必着】

- ・事業完了後の精算払いとします。(銀行振込)
- ・完了実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。補助金額確定通知書(様式第8号)が届きましたら、速やかに交付請求書を提出してください。

(2)請求書の記入注意事項

○申請者欄は、申請者の記名押印または署名捺印をしてください。

- ・記名: 自己の氏名を自筆以外の方法(印刷、ゴム印、スタンプ等)で記載すること。
- ・署名: 自己の氏名を手書き(自筆)すること。

○振込先は、申請者名義の銀行口座を記載してください。

○ 空欄の「 年 月 日」、「 第 号」は、補助金額確定通知書(様式第 8 号)右上の番号及び日付けを転記してください。

様式第 8 号 (第 15 条関係)

い環政第〇〇〇号
令和●年●月●日

様式第 9 号 (第 16 条関係)

令和●年●月●日付け い環政第〇〇〇号で額の確定を受けた補助金について、いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)補助金交付要綱第 16 条の規定により請求します。

(3)確認資料について

○振込口座の確認

- ・口座のわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳)をご持参ください。
- ・郵便の場合は口座のわかるものの写しを同封してください。

注意事項及びその他

1 取得財産等の処分について

(1)財産の管理義務

○本事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(2)財産の処分

○取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める法定耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して財産処分することはできません。

法定耐用年数の期間内に取得財産等の処分をするときは、あらかじめ「いなべ市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業(既存住宅の断熱改修)補助金財産処分等承認申請書(様式第 10 号)」を提出し、その承認を受けること。

2 交付決定について

補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を求める場合があります。

3 注意事項

○当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は補助対象年度の属する翌年度以降 5 年間保存してください。ただし、法定耐用年数が 5 年を超える場合は法定耐用年数が経過するまで保管してください。

○いなべ市に提出された書類は返還できません。

○いなべ市に提出された交付申請書等は、いなべ市情報公開条例(平成 15 年条例第8号)に基づく情報公開請求の対象となります。

○国の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

○断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性があります。木部の劣化やカビ発生の原因となる結露に十分注意してください。

○部分的な断熱工事は、改修箇所によって断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があるため注意が必要です。

○申請者、手続代行者、施工会社、管理会社等の間で生じる問題に関しては、いなべ市は関与できません。